

伊東市総合計画審議会 第1回専門部会（第1専門部会） 議事録

開催日時	令和2年9月29日（火）9:00～10:10			
開催場所	伊東市役所低層棟3階第2委員会室			
出席者	<p>(1) 総合計画審議会 第1専門部会委員：6人 石川哲史 委員、伊藤成也 委員、大川勝弘 委員、齋藤 稔 委員、菅原邦彦 委員 西野秀彦 委員 （部会長：齋藤 稔 委員、副部会長：大川勝弘 委員）</p> <p>(2) 市当局 杉本 仁 企画部長、奥山貴弘 理事、近持剛史 危機管理監兼危機管理部長 三好尚美 市民部長、松下義己 健康福祉部長、西川豪紀 観光経済部長 石井裕介 建設部長、大川 毅 上下水道部長、大川雄司 市民課長 稲葉祐人 社会福祉課長、大川貴生 健康推進課長、 高田郁雄 建設部次長兼建設課長、吉崎恭之 危機対策課長、鈴木康之 産業課長 杉山英仁 建築住宅課長、日野原 武 都市計画課長、村上千明 下水道課長 鈴木正治 水道課長、富岡明浩 環境課課長補佐 （事務局：企画課）小川真弘 企画課長、山下明子 課長補佐、出口 卓 主査</p>			
公開・非公開の別	公開	非公開の場合 はその理由		傍聴人 0人
会議次第	1 開 会 2 審議の進め方 3 基本計画諮問案の審議（所管部分） 4 その他 5 閉会			

専門部会の内容

発言者	発言内容
1. 開会	
事務局 (企画課長)	<p>ただ今から総合計画審議会第1回専門部会を開会いたします。</p> <p>まず、諸般の報告を申し上げます。成果指標において、未確定となっていたものについては確定いたしましたので、事前に郵送させていただきました。このうち、政策目標5の3「広域連携による誘客の拡充」における成果指標「伊豆半島7市6町の観光交流客数」の実績値は、静岡県が公表するものとなりますので、10月に確定後、改めて報告いたしますが、目標値については、実績値に関わらず、5千万人といたします。同じく、構想の推進の3「健全かつ持続可能な財政運営」における成果指標「全ての会計の地方債残高」については、9月定例会において令和元年度決算が認定された後、実績が確定するものでございますので、こちらも改めてご報告いたします。なお、審議に入る前に基本計画案の修正をお願いいたします。修正内容は市民部長及び上下水道部長並びに都市計画課長から報告させていただきます。</p>
市民部長	<p>44ページになりますが、政策目標3「自然との共生社会の推進」というところの②成果指標の中央部で、「愛護動物の迷惑行為に寄せられる苦情件数」の現状値を30件とさせていただきます。</p>
上下水道部長	<p>新旧対照表で説明させていただきます。基本計画の48ページと49ページになります。新旧対照表の中段から説明させていただきます。当初は「また、管路施設や処理施設等の耐震化による地震対策には長期間を要するため、諸施設が被災した際に備え、広域避難場所等にマンホールトイレを設置するなどの減災対策を検討します。」としておりましたが、マンホールトイレの本来の設置目的が、発災時の避難所における断水などにより、水洗トイレが使用できなくなった場合に衛生的に使用できるようにすることであることから、修正後は、「地震対策を進めると共に発災時に備え、」とします。マンホールトイレの整備につきましては、今年度から着手しております。そのため、「検討」を「推進」にしております。</p>
都市計画課長	<p>52ページ53ページをご覧ください。52ページの③現状と課題の中の課題の上から2つめのポツに関して「伊東駅前の整然とした空間整備」から「伊東駅前の整然とした空間への整備」として追記していただければと思います。</p> <p>52ページ④施策の方針について「土地利用事業等」の前に「伊東市」を追加していただければと思います。それから「指導要綱に則って」と書いてありますけれども「指導要綱に基づき」指導しますということでございます。</p> <p>その下のポツについて、名称が不適切な部分があり訂正いたします。</p> <p>「景観」と書いてあるところが「伊東市景観条例」次に「屋外広告物条例」の前に「静岡県」を入れていただければと思います。「伊東市景観条例・静岡県屋外広告物条例等」の後に、「の適正な」と書いてありますけれども「に基づき」に修正いたします。</p> <p>次の⑤基本的な取組の中の土地利用の健全化の中でございます。名称が適切ではございませんでしたので、「伊東市土地利用事業等の適正化に関する指導要綱」と名称を訂正するとともに「に基づく指導」、宅地造成等規制法「に基づく指導」ということで後段の書きぶりについても訂正をお願いします。</p>

発言者	発言内容
	<p>景観に配慮したまちづくりの推進に関しても、「伊東市景観条例に基づく指導、静岡県屋外広告物条例に基づく指導」ということでここについても訂正をお願いします。</p> <p>次に⑥役割分担のところでありませけれども、行政の部分の3番目、「周囲と調和した開発となるように」の後に「伊東市」を入れていただくとともに、指導要綱の後の「に則って」を「に基づき」指導します。</p> <p>その次ですけれども、「景観に配慮したまちづくりの推進のため、伊東市景観条例・静岡県屋外広告物条例等に基づき指導を行います」</p> <p>それから最後になりますけれども⑦関連する個別計画に「伊東市都市計画マスタープラン」を追加していただければと思います。</p> <p>また、お配りしました新旧対照表について、⑥基本的な取組とありますが⑤でありまして申し訳ございません。訂正は以上となります。よろしくお願いいたします。</p>
事務局 (企画課長)	修正につきましては、以上となりますのでよろしくお願いいたします。以降の進行は部会長にお願いいたします。
2. 審議の進め方	
部会長	よろしくお願いいたします。それでは次第2「審議の進め方」を議題とします。本日の審議の進め方について、事務局から説明させます。
事務局	<p>それでは審議の進め方について説明いたします。</p> <p>資料1のタイムスケジュール表をご覧ください。</p> <p>時間配分でございますが、基本的には、前半70分、途中10分の休憩をはさみ、後半90分の時間配分で審議を行ってまいります。</p> <p>審議については、基本的に、施策分野ごとに行いますが、事前に伺った意見について意見無しの分野や意見が少ない分野は、一括して審議を行います。</p> <p>資料で申し上げますと、1-4、1-5、3-1が一括、3-2、3-3が一括、3-4、3-5が一括、3-6、3-7が一括での審議となります。</p> <p>審議の状況によっては、前寄せとなることや押すことも考えられますので、記載の時間配分は予定として捉えていただければと存じます。</p> <p>進め方については、まず、事前にいただいている意見に対する回答について、事務局から、施策分野ごと報告いたします。なお、報告に当たり、時間の都合、各委員様からの意見内容については、割愛し、市の対応のみ報告させていただきます。</p> <p>報告に対し、意見のある場合や、意見書提出時には意見無しとしたが、意見がある場合などは、挙手により発言をお願いいたします。意見に対しては、基本的に本日出席しております市の関係部長、次長、課長から回答いたします。</p> <p>積み残しが生じた場合は、次回に持ち越すこととなります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
部会長	<p>ただいまの事務局の説明について、ご意見・ご質問がございましたら、ご発言をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(意見なし)</p> <p>それでは、事務局の説明どおりに審議を行ってまいります。</p>
3. 基本計画諮問案の審議（「安全で安心して暮らせるまち」及び良好な環境が広がり快適に暮	

発言者	発言内容
らせるまちの部分)	
部会長	<p>【施策 1-1 危機管理体制の充実】</p> <p>次に、次第 3 「基本計画諮問案の審議」を議題とします。</p> <p>基本計画諮問案の「政策目標 1 安全で安心して暮らせるまち」について審議を行います。</p> <p>審議は「施策分野」ごとに行います。</p> <p>始めに、16 ページから 17 ページの施策分野 1-1 「危機管理体制の充実」について、委員の皆様からの意見に対する市の対応を報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、資料 2-1 に基づき報告いたします。</p> <p>施策 1-1 危機管理体制の充実において、委員の皆様から 5 件の意見をいただきました。</p> <p>No1 の意見について、津波対策は、平成 27～29 年度に市内沿岸各地域で開催した「津波対策地区協議会」においてハード対策・ソフト対策の在り方について協議を行い、全ての地区においてハード対策は行わず、ソフト対策を推進する方針となったため、ハード対策となる「3. 災害に強い建築物や公共施設の整備」には、津波対策を盛り込みませんでした。</p> <p>しかし、ソフト対策を実施していく必要があることから、1 危機管理体制の充実の③現状と課題の課題欄に「津波浸水想定区域が大幅に拡大されたことによる津波避難体制の強化」を追加いたします。合わせて、④施策の方針欄に、「津波避難困難地区の解消に向け、ソフト対策の強化を図ります。」を追加、⑤基本的な取組の基本的な取組欄に「津波避難地区の解消」を追加、主な内容欄に「津波避難協力ビルの新規指定」「海拔表示や避難方向誘導サインの設置」を追加、⑥役割分担の行政欄に「津波から速やかに避難できるよう体制づくりに努めます。」を追加いたします。</p> <p>次に No2、③現状と課題のうち「平成 31 年 3 月静岡県により津波浸水想定区域が変更され、大幅に拡大されました」との文章に対する御意見については、御指摘を踏まえ、③現状と課題における課題欄の「平成 31 年 3 月静岡県により津波浸水想定区域が変更され、大幅に拡大されました。」を「平成 31 年 3 月静岡県により洪水浸水想定区域が変更され、大幅に拡大されました。」に修正いたします。</p> <p>次に No3、③現状と課題のうち、現状の避難所等の環境整備、課題の一時滞在施設の確保、また、⑥基本的な取組のうち防災訓練の実施に対する御意見については、御提案を踏まえ、③現状と課題の課題欄に「感染症対策を踏まえた避難所運営の確立」を追加いたします。また、一時滞在施設の確保は、県が実施するため市では対応不要と考えております。⑤基本的な取組欄の感染症対策の推進欄には「感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアルの整備」を追加いたします。</p> <p>次に、No4、⑥役割分担のうち行政の、「防災情報を正しく迅速に発信します」の文章に対する御意見については、御意見を踏まえ、「防災に関する緊急情報を、正しく迅速に発信します。」に修正いたします。なお、防災に関する緊急情報とは、避難勧告、津波警報、ミサイル発射情報等になります。</p> <p>次に、No5、各項目の役割分担（市民・行政）に対する御意見については、総合計画</p>

発言者	発言内容
	<p>は、幅広い周知を図る必要があることから、審議会委員の選出母体を始めとした各種団体等への配付を見込み、本冊を 1,000 部、概要版を 1,500 部作成する予定であります。</p> <p>さらに、市ホームページや広報いとうでの特集記事の掲載を始め、電子データを活用した SNS 等での周知を行うことも検討しております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
部会長	<p>ただいまの事務局の説明について、ご意見・ご質問がございましたら、ご発言をお願いします。今の説明でよろしいでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>意見がなければその通りとさせていただきますと思います。</p>
部会長	<p>【施策 1-2 総合治水対策の強化について】</p> <p>次に 18 ページから 19 ページまでの施策分野 1-2 「総合治水対策の強化について」、委員の皆様からの意見に対する市の対応を報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、資料 2-2 に基づき報告いたします。</p> <p>施策 1-2 総合治水対策の強化において、委員の皆様から 3 件の意見をいただきました。</p> <p>No1 の意見については、市内には、令和 2 年 9 月時点において、急傾斜地崩壊危険箇所が 110 区域存在し、その内、既に 27 区域 (34 箇所) の指定を完了しております。</p> <p>この状況から、未指定の 83 (110-27) 区域については、指定されることが望ましいと考えておりますが、指定に際しては、静岡県が当該住民の意向等を踏まえて指定することとなるため、指定すべき箇所数 (区域数) は把握しておりません。</p> <p>次に No2、現状の 3 点目の文章に対する御意見については、御提案を踏まえ、「・住宅地付近の河川改修工事では、制約を受けることが多くあります。」を、「・住宅地付近の河川改修工事では、近接する建築物が工事施工の支障となる等の制約を受けることが多くあります。」に修正いたします。</p> <p>次に No3 の御意見について、ここで言う浸透枡は、「雨水浸透枡」であり、通常の雨水枡と違い底面や側面に孔 (あな) を有する構造の物です。御意見を踏まえ、「・河川への負担を軽減するため、宅地内に浸透枡を設置するよう努めます。」を、「・河川への負担を軽減するため、宅地内に雨水浸透枡を設置するよう努めます。」に修正いたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
部会長	<p>ただいまの事務局の説明について、ご意見・ご質問がございましたら、ご発言をお願いします。</p>
部会長	<p>私からよろしいですか。浸透枡について漠然としているということになると、どう判断して良いか分かりません。宅地造成等規制法や建築基準関係規定の中ではあくまでも規格があるはずであって、規格に関する記載が何も無いのはどうなのでしょう。</p>
建設部次長	<p>基本的にお願いであり、規格等も記載していればより良いですが、雨水の区域が各宅地によって異なると思いますので、規格まで書きづらいと感じています。</p>
部会長	<p>わかります。そうするとどこまでやるのでしょうか。枡という捉え方だとやるかや</p>

発言者	発言内容
	らないか。緑地を残すという話とは違います。
建設部長	基本的に努めますということで、排水対策として雨水浸透枡を設けるということにしています。その他の方法も考えられますが、様々な方策を使う中で排水処理をしていくのが基本であります。ここで規格を設定しないのは、規格も状況によって変わることがありますので、基準は総合計画の中で細かに設定するのはなじまないと考えております。基本的には基準がありますので、それに適合する形のものを設置するように努めていく方針は変わらないと思います。
部会長	通常の住宅の宅地内にその面積の雨水を浸透させようとするとかなり無理があります。
建設部長	それぞれの状況に応じた形になります。
部会長	個別の指導はしないということでしょうか。
建設部長	違います。個別の指導はしますが、総じて総合計画においては、総合的に雨水浸透枡で対応したいという意味合いでとっていただければと思います。
部会長	極端に言うと指導要綱を無視してもいいわけですよ。色々事情はあるのですが、ある程度指導がなく自主的に努めますと言われてもどの程度のものにすればいいのか分かりません。
建設部長	適正な環境をつくるためには指導をしますが、それを踏まえた中で市民にも自分の敷地内のものであれば、雨水枡を設置していただくなど努めていただきたいという思いを込めて書き込んでおります。
部会長	難しいですが、分かりました。
企画部長	全体に関わることですが、総合計画は、市民に義務を課すものではないという理解でいます。義務を課すのではなく、10年後の伊東市のために努力していただきたいという記載ですので、あくまでも指導とは違い、市民に努めてもらうということになります。
部会長	みなさんよろしいですか。ご意見がなければ、資料に記載のとおりでいきたいと思 います。 (意見なし)
部会長	【施策1-3 災害に強い建築物や公共施設の整備】 次に20ページから21ページまでの施策分野1-3「災害に強い建築物や公共施設の整備」について、委員の皆様からの意見に対する市の対応を報告願います。
事務局	それでは、資料2-3に基づき報告いたします。 施策1-3 災害に強い建築物や公共施設の整備において、委員の皆様から2件の意見をいただきました。 No1、②成果指標(KPI)のうち、民間住宅の耐震化の目標値86%以上に対する御意見については、伊東市地震対策アクションプログラムでは、伊東市耐震改修促進計画(平成27年度)に記載されている目標値の95%が使用されています。第十一次基本計画(案)に示された数値は、今年度新たに国の耐震化率の計算基準が示され計算をしたところ、令和元年度までの耐震率が83.2%となり、直近2年間の実績が1年につき0.5%程度の改善であるため、0.5%×5年=2.5 2.5%を83.2%に加

発言者	発言内容
	<p>えた 85.7% に上乗せした 86% を目標値といたしました。</p> <p>次に No2 ⑤ 基本的な取組のうち上下水道管路更新（耐震化）事業の推進の主な内容における、効率的な管路の更新事業の実施に対する御意見について、管路の更新は、布設（ふせつ）年度、管種、重要度、管内調査（下水道管）、修繕履歴等により優先順位を決定しておりますが、これに加え道路工事及び他事業の占用工事等との調整により、施工性の向上やコスト削減を図ることも重要と考え、これらすべてを考慮し「効率的な管路の更新」といたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、ご意見・ご質問がございましたら、ご発言をお願いします。</p>
J 委員	<p>私が質問させてもらったことについて、今の説明では計画があって、それと道路工事、占用工事との調整があるため効率的という説明だったと思いますが、これらすべて踏まえて計画を立てるのではないのでしょうか。そうであれば計画的でよいのではないのでしょうか。レアケース、急な工事という意味であれば、レアケースであるので効率的とは言わないのではないのでしょうか。</p>
水道課長	<p>今のご意見はそのとおりですが、占用工事の関係では、ガスや東電、NTT の工事は事業の計画が事前に分かるものがあまりなく、強いて言えば急な工事となる。それに対して効率的としています。</p>
部会長	<p>よろしいですか。なければそのとおりにさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">（意見なし）</p>
部会長	<p>【施策 1－4 生活安全の推進】 【施策 1－5 消防体制の強化】 【施策 3－1 自然との共生社会の推進】</p> <p>次に、22 ページから 23 ページまでの施策分野 1－4 「生活安全の推進」及び 24 ページから 25 ページまでの施策分野 1－5 「消防体制の強化」並びに、「政策目標 3 良好な環境が広がり快適に暮らせるまち」の 44 ページから 45 ページまでの施策分野 3－1 「自然との共生社会の推進」については、委員の皆様からの意見はありませんでしたので、一括して審議を行います。</p> <p>まず、事前に意見が無かったが、本日、ご意見があるという方はお願いいたします。なお、修正を求める意見の場合は、修正案も合わせてご提示ください。</p> <p>事務局からはありますか。</p>
事務局	<p>それでは、施策 1－4 生活安全の推進及び施策 1－5 消防体制の強化並びに施策 3－1 自然との共生社会の推進については、資料 2－4 及び資料 2－5 並びに資料 2－6 に記載のとおり、意見がありませんでした。</p> <p>意見がないということで、原案のとおりで進めさせていただきたいと思います。</p>
部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（意見なし）</p>
部会長	<p>引き続き、46 ページから 47 ページまでの施策分野 3－2 「循環型社会の推進」及び 48 ページから 49 ページまでの施策分野 3－3 「生活排水対策の充実」について、</p>

発言者	発言内容
	委員の皆様からの意見に対する市の対応を報告願います。
事務局	<p>それでは、資料２－７に基づき報告いたします。</p> <p>施策３－２ 循環型社会の推進において、委員の皆様から１件の意見をいただきました。</p> <p>No1、④施策の方針の３点目に対する御意見については、文末に※を表記し、欄外に注釈で説明します。文言は、本日配付いたしました県廃棄物リサイクル課が作成しておりますパンフレットを参照いたします。</p> <p>なお、補足といたしまして、用語の解説ですが、他の施策においても、注釈をうち説明が必要な用語が多々ありますので、最終的には、事務局にて資料編を設け、用語集という形で用語解説をしてみたいと考えております。</p> <p>続いて、施策３－３ 生活排水対策の充実にまいります。</p> <p>資料２－８のとおり、委員の皆様から１件の意見をいただきました。</p> <p>No1、②成果指標（K P I）に対する御意見について、目標値は国の環境基準値で、公共用水域の水質基準を示す数値であり、現状値は実際の河川や海域の測定値となります。</p> <p>この測定値は、環境基準値を下回るほど、水質が良い状態であると示されるものであり、今後、下水道への接続件数が増加し、生活雑排水が河川等に排出されなくなることで、水質の改善に繋がり、当該数値は小さくなっていきます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
部会長	ただいまの市の対応について、ご意見があればお願いいたします。
J委員	目標値は低いほうが良いということだと理解しましたが、説明が分かりにくかったので今一度詳しくお伺いできますか。
下水道課長	基準となる数値は国によって定められたものであり、市としての使命は川や海が全体的に綺麗になることだと考えています。現状、国の基準以上の目標設定は考えていません。
J委員	国基準値内であれば今よりも水質が悪くなくても良いということでしょうか。
下水道課長	数値結果は年間平均値のため、必ずしも下がるとは限りません。よって、国の基準内に入ることを目標として考えています。
J委員	仰っていることは理解しています。しかし既に現状が県の基準値より低い数値であるのだから、目標としては更に低く設定するべきではないのでしょうか。ご説明の内容だと、あくまでも国の基準値内であれば現在より水質が悪くなくても良いという意識があるように聞こえます。
下水道課長	計測は複数回に渡って県が行っており基準値を下回ったり上回ったりすることが考えられます。幅を持たせる意味でも、設定した数値以外は考えておりません。
J委員	再三になってしまいますが、現状の説明は分かりました。しかしながら、総合計画は目標の話なので、あくまでもより高い水質改善を目指すべきではないでしょうか。
事務局 (企画課長)	国の基準値内であれば良いという考え方で良いですか。
下水道課長	そのとおりです。

発言者	発言内容
事務局 (企画課長)	意図が分かりやすく伝わるよう、事務局と担当課で調整し、記載を改めます。
部会長	よろしいでしょうか。 (意見なし)
部会長	<p>【施策3-4 安全でおいしい水の安定供給】 【施策3-5 魅力的な都市空間の創造】</p> <p>次に、50ページから51ページまでの施策分野3-4「安全でおいしい水の安定供給」及び52ページから53ページまでの施策分野3-5「魅力的な都市空間の創造」について、委員の皆様からの意見に対する市の対応を報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、資料2-9に基づき報告いたします。</p> <p>施策3-4 安全でおいしい水の安定供給において、委員の皆様から1件の意見をいただきました。</p> <p>No1、②成果指標に対する御意見について、指標につきましては、更新計画等の達成率も検討いたしました。更新と共に老朽化が進むことや、管の総延長が更新延長等に比べ格段に大きいため、達成率が上がらないことから、指標より除いており、「安全でおいしい水の供給」に対する満足度とすることで、水道施設全体の適正管理、水質管理、水道料金等の水道事業全体の評価がいただけると考え、指標としております。</p> <p>続いて、施策3-5 魅力的な都市空間の創造にまいります。</p> <p>資料2-10のとおり、委員の皆様から2件の意見をいただきました。</p> <p>No1、③現状と課題のうち、伊東駅前の整然とした空間整備に対する御意見については、伊東駅前の具体的な計画につきましては、伊東駅前広場及び隣接する街区を事業区域として伊東駅周辺地区を再整備する「伊東駅周辺地区整備事業」を推進しています。伊東駅前広場及び同駅前広場東側街区を先行して整備することとして、今年度、伊東駅前広場の基本設計や同広場東側街区の土地利用計画の検討作業を進めております。</p> <p>次にNo2の御意見につきましては、本市の景観政策の推進に当たっては、平成23年度に、伊東市景観条例を制定しており、合わせて良好な景観の形成に関する方針や行為の制限等を示す伊東市景観計画を策定・運用し、景観に配慮したまちづくりを進めています。快適な市街地や良好な街並み景観形成を目指し、景観政策を推進するには同計画を改訂していく必要があります。令和元年度、アンケートや市民懇話会により市民の景観に対する意識等を調査し、本年度、調査結果を踏まえて同計画の改訂のための検討作業を進めております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
部会長	ただいまの市の対応について、ご意見があればお願いいたします。
J委員	2点あります。まず満足度は客観的でないため、指標としては客観性のある数値にすべきではないかと思えます。水道管の老朽化が進みいくら修繕しても成果が伴わないということでしたが、更新の計画を立てているのであれば、計画の進捗率を指標にしたらいいのではないのでしょうか。
水道課長	ご指摘のとおり計画はありますが、老朽化は毎年進んでいきます。設定の仕方によ

発言者	発言内容
	って評価は変わってしまいますし、指標にし難いところがあります。
上下水道部長	基本計画における目標は「おいしい水をつくる」ということであり、水道管の更新はそのための手段の一部でしかありませんので、指標としては市民満足度を設定させていただきました。
P委員	伊東駅周辺整備事業についてはどのようになっているのでしょうか。
建設部長	駅前計画は、地権者の方々で構成されるまちづくり協議会や駅前広場利用者の団体と調整を図り合意形成をした上で、都市計画決定を進めたいと考えています。事務局の目論見としては令和6年に工事が始められるスパンが最短です。それまではまだまだ時間がかかるのかなと思います。
部会長	N委員はよろしいですか
N委員	検討作業を進められているとのことですので大丈夫です。
部会長	<p>【施策3-6 公共交通体系の充実】</p> <p>【施策3-7 道路環境の整備】</p> <p>それでは、次に、54ページから55ページまでの施策分野3-6「公共交通体系の充実」について、委員の皆様からの意見に対する市の対応を報告願います。なお、施策分野3-7「道路環境の整備」については、委員の皆様からの意見はありませんでしたので、もし本日あれば、意見をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、資料2-11に基づき報告いたします。</p> <p>施策3-6 公共交通体系の充実において、委員の皆様から1件の意見をいただきました。</p> <p>No1、②成果指標の目標値45.0%以上に対する御意見について、本市の公共交通政策は、持続可能な地域公共交通の確保・維持・改善を図るため「伊東市地域公共交通網形成計画」を平成30年度に策定しており、駅等における乗場案内・乗継案内などの表示改善、総合時刻表作成や利用促進ツールの周知、地域公共交通の確保のための交通空白地域解消に向けた取組など計画に基づく取組を実施し、公共交通に対する満足度が令和元年度の31.7%が45%以上となるよう努力目標として設定したところであります。</p> <p>続いて、施策3-7については、意見がございませんでした</p> <p>なお、その他として、政策目標2の健康づくり支援及び出産・子育て支援の充実について、ご意見をいただきましたが、第2専門部会所管の政策目標2に関する意見となりますので、参考意見として承ります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
部会長	ただいまの市の説明について、ご意見があればお願いいたします。
P委員	何をどのように対応したら45%以上という数値設定になるのでしょうか。あくまでも努力目標であり、具体的な施策は決まっていないということでしょうか。
建設部長	努力目標として高く設定しています。実現するための施策としては策定したばかりの伊東市公共交通網形成計画を速やかに進め、市民満足度を高めていきたいと考えています。
部会長	審議されるものは以上でよろしいですね。施策3-3については事務局、担当課で

発言者	発言内容
	調整し、事務局、担当課とJ委員との協議に一任させていただいてよろしいでしょうか
事務局 (企画課長)	<p>施策3-3についての補足ですが、「県の基準を超えないことが大切である」という旨の説明を加えるということで事務局、担当課にて調整し、J委員と正副部会長にご確認いただきます。</p> <p>(意見なし)</p>
4. その他	
部会長	次第4「その他」にまいります。委員の皆様から事務局にご意見・ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。
部会長	私から1点、急傾斜地について、県が指定し市が目標箇所をあげる方法では、ズレが生じるのではないのでしょうか。
建設部次長	法律に基づき、必要な場合は知事が指定することになります。しかし、指定する場所が伊東市内であり当該住民の意向を踏まえる必要は大いにあります。県の指定を待つのではなく、伊東市民が指定を望んでいる場所について市が県へ橋渡しをしていくというイメージを持っていただけると良いと思います。
部会長	市内全体で急傾斜地として指定しなければならない危険箇所はどのくらいあるのでしょうか。県の指定がないと分からないのでは曖昧になってしまう気がします。
建設部次長	単純に引き算をすると、現在未指定箇所は83区域あります。全て指定されるのが望ましいことですが、住民の意向を汲み上げてから指定という流れになりますから、結果的に指定される箇所を現時点で全て把握するのは難しいかと思えます。
部会長	参考までにもう1点、受益者負担金があると聞いていますが、他市町は無料の所もあるようですが、市としてはどのように考えているのでしょうか。
建設部次長	三島、沼津は比較的平坦であり崖がないため負担金を取っていませんが、伊東市内は急峻であるため、負担金という形でお願いしています。
部会長	今は1割でしょうか。
建設部次長	県の事業により異なりますが、基本的には国50%、県40%、市5%、残りの5%を受益者の皆さんで負担します。
部会長	行政区によって様々という話題を聞くので質問しました。結構です。
N委員	消防団員の定数について先日タウンミーティングでも話題に出たことですが、例えば焼津市の市民15万人・団員470人に対し、伊東市は人口が半分の約6万7千人で団員定数が506人だということで、分団長は一度任期が終わってもまた務めないとならないそうです。団員の確保も大切ですが、それよりまず定数を見直す必要があるのではないかという意見もありました。基本計画に盛り込むべきではないのでしょうか。
危機対策課長	消防団員の定数については昔から議論がありつつ進んで来なかった部分です。昨年度、各分団長及び区長へアンケートを取り定数についても意見を出してもらいました。上層部だけでなく今後は更に一団員の生の声も聞きながら検討していきたいと考えています。506人という人数が各地域の負担になっていることは承知していますので、各消防の意見も踏まえながら検討していきたいと思えます。

発言者	発言内容
部会長	自分も常々感じていたことで、住民が少なくなっているのも必然的に消防団のなり手もいません。常設消防の強化についてなぜ記載がないのでしょうか。市民に対する負担は増加しています。
危機対策課長	<p>宇佐美区は以前に消防団の統合ということも考えたが頓挫しまったということや、他地区でも町内会長さんがなんとか団員を集めているという話を聞いています。ただ先述のアンケート結果で自分が記憶している分には、宇佐美区の3分団全てから現状維持をしていきたいという回答を得ていましたので、区長さんの署名はいただいていましたが、今一度意見を吸い上げる必要もあるのかなと感じています。</p> <p>常備消防については、駿東伊豆消防組合をつくって、負担金を支払い、消防活動の維持・支援をしてきたところですので、組合に対し意見を述べていきますが、総合計画における具体的な目標設定はなじまないと考え、今回は記載していません。</p>
部会長	数値を出してほしいという意味ではありませんが、強化という表現のみでは市民負担ばかりが増えてしまうのではないかと危惧しています。
事務局 (企画課長)	ご意見として伺っておきます。
事務局	次回の専門部会を予定はしていましたが、積み残しがないため第2回は開催しないということでよろしいでしょうか。
部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>では第2回は行いません。</p>
5. 閉会	
部会長	それでは、これもちまして、本日の会議を終了させていただきます。長時間のご審議、誠にありがとうございました。